168-衆-厚生労働委員会-9号 平成19年11月28日

○茂木委員長　山井和則君。
○山井委員　それでは、これから四十五分間質問をさせていただきます。三つの年金法案、また、消えた年金問題、そして最後に、薬害肝炎の問題も質問をさせていただきたいと思います。
　まず最初に、与党の厚生年金特例法案について御質問をしたいと思います。
　私たち民主党も、消えた年金の被害者を救済するというこの趣旨には賛成であります。現時点においては、まだたった二％しか年金記録が第三者委員会で訂正されていない、九八％は訂正されていない、これは非常にゆゆしき問題だと思っております。
　私のお配りした資料七ページ目に、今回の法案の図をかかせていただきました。
　簡単に説明をさせていただきますと、従業員が給料から年金保険料を天引きされる、それで事業主が当然その保険料を社保庁に納めねばならない、ところが、ここで消えているケースがあるわけです。
　考えられるのは、三パターンございます。
　一番シンプルなのはＣのパターンで、従業員の方は年金保険料を給料から天引きされた、そして事業主の人は社保庁に払った、にもかかわらず年金記録が消えている。当然これは現行法において救済されるということであります。
　問題は、ＡのパターンとＢのパターン。
　Ｂのパターンはというと、従業員の方は給料から天引きされたわけですが、事業主が払っていない、詐欺している、悪い言葉で言えば猫ばばしているということがもう明らかになっているケースというのがＢのパターンであります。それと、Ａのパターン。これは、事業主が払っていないのか社保庁のミスなのかがうやむや。これが現時点では約三百件と言われているわけです。
　このようなケース、ＡもＢも天引きをされた従業員には一切瑕疵はないわけですから、これを救済しようというのが今の議論になっているわけです。
　しかし、民主党としては、二つ問題点があるということをこの間指摘させていただいております。午前中の岡本議員、内山議員からも指摘がありました。
　まず第一点目は、Ｂのパターンにおいて、事業主が払っていないということ、詐欺をしている、猫ばばをしているということが明らかであるならば、今の与党案にある、勧奨する、名前を公表するということだけでは弱くて、やはりここは社保庁や国が従業員に成りかわってこの部分を請求する、請求できるということにすべきではないか。それで、年金保険料を払っていない、悪徳、不届き事業主を許さない。これは、与党案でも趣旨は一緒だと思います。趣旨は一緒だと思います、うなずいてくださっておりますが。そこをもう一段強くした方がいいのではないかというのが民主党の修正案の第一点であります。
　二つ目は、今、事業主が払っていないのか社保庁のミスなのかうやむやなケースが問題二として三百件あります。一歩間違うと、第三者委員会は、この新しい法案ができたら、わざわざ三十年、四十年前の調査をするのはもう大変だからとにかく払ってしまえ、調査するよりも払った方が楽だということになりかねないわけであります。
　しかし、これでは、やはり事業主が払っていないんだったら事業主に払ってもらうのが筋であって、救済をしたからといって安易に調査も不十分なままうやむやにするということでは、国民の税金や保険料を使うわけですから、これは理解を得られないだろうということで、二点目の民主党の修正案では、六カ月に一度、このあたりを国会に報告する。社保庁のミスの場合は何件だったのか、そして事業主が払っていないと明らかになったのは何件なのか、できるだけそのことを明らかにして、うやむやにすることはなくす、そしてそのことを半年に一度国会に報告すべきと。
　このような、繰り返しになりますが、事業主の年金詐欺の部分に関して、国が従業員にかわって請求をできるようにする、そして半年に一度、うやむやにするのではなくて、事業主が払っていないのか、社保庁のミスなのか、そのことについても第三者委員会から報告を受ける、この二点を民主党としては修正案として山田議員、長妻議員を中心に作成いたしました。そして、この民主党の修正案をできればこの委員会に出して、よりよい法案

にして、やはり多くの方が困っておられるわけですから、この法案は成立させたいというふうに考えております。

そして、この与党案の問題については私も質問しようと思っておりましたが、もう午前中、岡本議員、内山議員から指摘がありまして、大村議員のそれなりにもっともな答弁も、できる限りの配慮はしている、そういう答弁をいただきましたので、改めてそのことについてはもうお聞きをしませんが、一点だけお聞きをしたいと思います。

今言ったような、事業主の年金詐欺の部分をもっと厳しく国が請求できるようにするということや、二点目の、うやむやに放置するのではなく、半年に一度第三者委員会から確認を、報告を受ける、このような修正というものについて、与党の提出者である議員から御意見をお伺いできればと思っております。

○大村議員　お答えを申し上げます。

山井議員から今るる御指摘をいただきました。

私ども、この厚生年金の記録問題を解決するために、これは第三者委員会の審議結果を経て、天引きがあったというものに対しましては、これは記録訂正は認める、そして任意納付の道を開いて、ただ、事業主に対しては、これは徹底的に追っかけていくということは午前中も申し上げました。

その際、その事業主に対して、国から何らかの形の請求というものができないのかという御提案でございますが、この点について、我々も、この法案を提出する段階でるる議論、検討させていただいた点でもございます。

ただ、我々の検討の中では、時効の壁というのがありまして、なかなかそこまで至らない、だから徹底的にやろうということでございましたけれども、先週来、民主党さんの方から、今、山井議員が言われた法案の修正という御提案もいただいておりますし、それを検討させていただいて、私は、いろいろな議論なり論点はまだまだあろうかと思いますが、この事業主の責任をしっかりと追及していくということが、国民の大事な税金とか保険料を充てていくということに対するやはり一つの大きな説明になろうかと思います。

したがって、今、山井議員が御提案をされた民主党さんの御提案につきましては、私ども与党としても前向きに検討させていただいて、できましたら、これを合意の上でこの法案は成立をさせていきたいというふうに思っております。

なお、この三百件というのは、山井議員、これはＡとＢを合わせて三百件ということでございますので、御理解をいただければと思います。

それからもう一点、これを半年ごとに国会に報告するという御提案もいただいております。

現段階で第三者委員会のいろいろな資料、データ等々は、いわゆる審議結果は、大体一週間か十日に一回ぐらいは公表をしているわけでございまして、そういった中身を精査して、そして第三者委員会において、山井議員の資料のＡなのかＢなのか、どちらに責任があるのかということをできるだけ追っかけて明確にしていくということは、これも私は当然やっていかなきゃいけないことだと思います。

そういう意味で、この御提案につきましても、我々与党としては前向きに検討させていただいて、そして、できましたら、民主党さんと話をつけてこの法案をぜひ早く成立させていきたい、そのことを御答弁させていただきたいと思います。

○山井委員　この民主党の修正案、もう物はできておりまして、今ぜひとも出させていただきたいということをお願いしているところですので、ぜひとも、この修正案を出させていただいた上で、修正して可決ということに民主党としてもしていきたいというふうに思っております。

では次に、年金保険料流用禁止についてお伺いをしたいと思います。

これについては、民主党が年金保険料流用禁止法案を出しております。そして、与党の方は、箱物には使わないといういわゆる箱物禁止法案を提出しているところであります。

そこで、いろいろ論点はあります。

非常勤の職員の社会保険料をなぜ保険料から出さねばならないのか、あるいは、これから正社員が減って非常勤職員やアルバイトがどんどんふえれば、年金保険料からどんどん流用される仕組みに与党案はなっている。

そしてまた、今日では、二十代後半では約四〇％の人しか国民年金の保険料を実質納めていない。その理由は、自分たちの年金保険料が、いろいろな理由はあったとしても、年金事務費、つまり年金給付以外に使われる可能

性があるのならば、やはりもう払うのやめておこうか。

それは、いろいろな理屈はあるでしょう。もうグリーンピアは建てないとか、これからはきっちりチェックしますとか、いろいろあるでしょうけれども、そう言いながらも今まで裏切られた歴史があるわけですから、そういう趣旨のもと、私たち民主党では、年金の信頼を回復する、そうしないと納付率はもう向上できない、その意味で、参議院選挙から、年金の保険料は給付以外には一切使わない、そのようなことを申し上げて、そして今回法案を出したわけであります。これは圧倒的多数の国民の思いでもあります。別に民主党の考えではありません。

そこで、一つだけ質問したいんです。

与党は、年金保険料を年金給付以外に使わないということに関しては賛成なんですか、反対なんですか。イエスかノーかでお答えください。

○吉野議員　お答え申し上げます。

年金保険料は、年金の給付と、年金給付に密接に関連する事業運営費に限って充てております。

保険運営上必要な事務費に保険料財源を充てるということは、まず、民間保険、これは全額保険料を充てております。また、公的保険でも、例えば労働者災害補償保険、これは五百二十八億円、事務費を使っておりますけれども、これも全額保険料から充てております。雇用保険、これは九百三十六億円、事務費があります。このうち、保険料は九百二十八億円、国費は八億円を充てております。また、外国の例であります。外国の例でも、イギリスは全額保険料を充てております。アメリカ、ドイツ、フランス、スウェーデン、これは保険料と国庫であります。

よって、私は、妥当であると思います。

○山井委員　質問に答えてください。

民主党のように、年金保険料は年金給付以外には一切使わない、この考え方には、じゃ、反対ということですか。

○吉野議員　諸般の事情から見て、私は、妥当である、このように思います。（山井委員「いや、質問内容は、反対なんですか、民主党の考え方に」と呼ぶ）

○茂木委員長　吉野さん、もう一回。

○吉野議員　与党の案は妥当である、このように思います。

○山井委員　皆さん聞いていただいたらわかると思いますが、言えないんですよね。年金保険料を年金給付以外に使わない、この民主党の考え方は正しいんですよ。正しいからこそ、その考え方に反対と言えないんじゃないんですか。

もう一回質問します。

年金保険料は年金給付以外には使わないという民主党の考え方に反対なんですか。

○吉野議員　はっきり申し上げます。

反対です。

○山井委員　そう言っていただいたらいいんです。そのことを私たちは参議院選挙でも問うてきましたし、解散になれば次の衆議院選挙でも国民に問いたいと思っております。

そこで、明確に言っていただきました、政府・与党は年金保険料を年金給付以外に使わないという考え方には反対だと。これは非常に重い答弁です。国民はこの年金保険料流用の問題に関しては非常に関心を持っております。早晩この法案は当然採決されることになると思います。採決されない法案なんというのはほとんどないわけですから、やはり、そこまで反対と言い切られるのであれば、そのことを採決という形で国民に知ってもらうのは当然だと思っております。

民主党は、この年金保険料流用禁止法案そして与党案の採決というものを求めますが、採決はするということでよろしいですか。

○茂木委員長　委員会の運営につきましては、委員長を中心に理事会で協議をさせていただきます。

○山井委員　理事会でも協議していただきますが、午前中、大村議員からそのことについて答弁がありましたので、そのことについてお聞かせください。

○茂木委員長　午前中は大村議員の感想を聞きました。また感想を聞くんでしたら、指名します。

大村議員。
○大村議員　山井委員から御質問をいただきましたが、午前中も同じ御質問をいただいて、私の考えを申し上げさせていただきました。私どもは、厚生年金特例法案を採決し、一日も早く成立をさせていただきたいと思っております。
こちらの両法案につきましては、余りにも与野党の考え方が間があるということでもございますので、私は、この両法案を採決ということではなくて、厚生年金法案を採決して成立させていただきたいということを申し上げたところでございまして、午前中の答弁と一緒でございます。
あと、今後どうするかは、理事会で協議をさせていただきたいと思います。
○山井委員　私、今の答弁、論理的におかしいと思うんですね。与党案と民主党案とに大きな隔たりがあるから採決しないと。そんなこと言ったら、ほとんどの法案、採決できなくなってしまうじゃないですか。隔たりがあるないは関係ないんですよ、それは両政党の考え方の違いですから。でも、そのことの結論は、やはり採決をするのが普通ですよね。なぜこの法案に限って、ほかにも隔たりが大きくて採決している法案というのはいっぱいあると思います。
感想で結構ですので、大村議員、この御質問にお答えいただければと思います。
○大村議員　また私の考えといいますか感想を申し上げさせていただきたいと思いますが、国会の運営は、法案をどういうふうに扱っていくかにつきましては、これは議論、審議をした上で、理事会で協議をして決めていくということでございますので、私は今考え方を申し上げたわけでございまして、いろいろなパターンがあると思います。すぐ採決をするもの、十分協議を、審議をした上で、幾つかの国会にわたって協議をして審議をしていくもの、そしてまた、時間切れになってそれが採決に至らずに流れていくものなどなど、いろいろなものがあると思います。そのことを含めて、先ほど私、考え方を申し上げましたが、理事会で協議をさせていただきたいというふうに思っております。
○山井委員　これは与党の新しい戦法の、採決拒否という戦法ですね。審議拒否というのは聞いたことがありますが、採決を拒否する。
その理由は、先ほど吉野議員も口ごもられましたが、年金保険料を年金給付にしか使わないでくれ、これは国民の願いなんですよ。民主党の願いじゃないんですよ、国民の願いなんですよ。そのことを、民主党や野党が採決で起立する、にもかかわらず、与党は座って、国民の当たり前の願いである法案をつぶす、そういう光景を見せたくないということでしょう、本音で言えば。（発言する者あり）今、思い込みという話がありましたので、思い込みであるならば、ぜひ採決をしていただきたいということを要望したいと思います。
それでは、消えた年金問題に移らせていただきます。与党案に対する質問はもうこれ以上はいたしません。
舛添大臣にお伺いをしたいと思いますが、今まで、きょうも資料でお配りをさせていただきましたが、舛添大臣のおっしゃったことが実行できないというケースが非常に最近ふえていると思います。午前中も岡本議員、内山議員から御指摘がありました。
資料の二ページにありますように、五千万件の年金の名寄せは、「公約の最後の一人最後の一円まで確実にやるということで取り組んで行きたい」と、これは舛添大臣、就任の記者会見で約束をされました。新聞記者が、公約に政治生命をかけるのかと言ったら、本当に命がけでやりたい、お約束をしたいと。これは非常に重い発言だと思います。
次のページをお願いいたします。三ページ目。また、五百二十四万件の名前のない年金についても、私たち民主党は、これは大丈夫かということで、蓮舫議員とともに東京の社会保険事務局にも行って、非常に不安が大きいということを指摘しましたが、九月十一日の閣議後記者会見では、舛添大臣は、私も千件やって漏れがない、千件全部わかるということをおっしゃったわけであります。にもかかわらず、先日の、十一月二十一日の記者会見では、五千万件の年金記録について、最後の一円までやるというのは、ある意味で選挙のスローガン、意気込みだということで、数％は氏名の補正ができない可能性があるということで、大幅にトーンダウンをされたわけですね。
これは国民としては、当然、大臣が約束するとまで言った、それを意気込みだったというふうに言いかえるのは、これは公約違反と受け取るというふうに思いますが、舛添大臣、いかがでしょうか。

○舛添国務大臣　先ほど、午前中にも申し上げましたように、「最後の一人最後の一円まで確実にやる」と、「政治生命をかけるというような意気込みでいらっしゃるということですね。」と今引用されて、私は今でもその気持ちは全く変わっておりません。

ただ、全く未知なものに取り組んでおりますから、予想を超えるようなことも出てきた。先ほどの五百二十四万件、私も今、蓮舫委員や山井委員が行かれたように、現場で見たときに、まさに千件やって千件出てきた、しかし、十一月の四日には八五％わかった、それから二週間後の十八日にはそれが九〇％まで上がった、そういう形で、地道に一つ一つ取り組んでまいります。

したがって、これはだれが見ても、もう戦災で焼けたこの記録で修復できない、しかしそれでも、ほかの記録を使って全力を挙げて最後までやる、そういう気持ちはいささかも変わっておりませんので、ただ単に選挙のスローガンで言ったのではありません。

それから、きちっと日程を決めないでやるということは、仕事がはかどりません。ですから、私はいいかげんに言っているのではなくて、政府・与党で、三月までに名寄せをやり、十月までに通知をやるというのは決まって、やはり、ある大きな目標に向かって進んでいくときには、この日にちまでに何をやる、この日にちまでに何をやるということをやっていく手法というのは、私は悪いことばかりではないと思います。

ですから、ただ一生懸命やる、そういう言い方も、私は、逆にある意味で無責任だし、今度は、ひょっとしたらできないかもしれないけれどもやってみるよ、そういう意気込みを感じられないような政治姿勢はよくないということで、私は、本当に命がけで年金問題に取り組ませていただいております。

○山井委員　いや、やはり意気込みと公約は違うんですよ。ですから、後になって、あれは意気込みだった、スローガンだったとおっしゃるんでしたら、午前中も岡本議員が指摘されたように、言うときに、これは公約ですよ、守ります、これはスローガンですよ、これは心意気ですよというふうに区別をして言わないと、実際、消えた年金の被害者がこの発言を聞いて、涙を流して喜ばれた、そういう場にも私は出くわしているんですよ。だから私は言っているんですよ。本当に困っている方は期待しているんですよ。

実際、きょうの資料の六ページを見ても、最後の一人までと言いながら、第三者委員会でも、二万七千件の申請に対して、まだあっせん件数五百三十五件、つまり二％しか結果が出ていない、九八％は結果が出ていないわけですね。

時間に限りがありますので、これに関連してもう一つ、未払いの、時効の年金の議論に入ります。四ページであります。

過去八年間に、請求漏れで、受給年齢が来たけれどもまだ請求していないということでもらえていない年金が八年間で、舛添大臣、何と合計二千四十一億円ですよ。平成十八年度は二万五百五件、時効で、申請をするのを忘れていてもらえなかった平均額が一人当たり百六十二万円、総額三百三十三億円。何と、許せないことに、三年前から自民党では会議でこの資料を配って、この問題を把握していた。雑誌に出ておりました。にもかかわらず、何の手も打たずに、民主党が出せ、出せ、出せと、内山議員が国会で何度もおっしゃって、やっと出てきたのが先週じゃないですか。

これについて、舛添大臣、端的に申し上げます。やはりこれは、この平成十八年二万五百五件、特定して、あなた、請求していませんよ、年金もらえませんよということを親切に言うのが当然じゃないですか。この間、部会で質問したら、社会保険庁の担当者は、いや、忘れている方が悪いんですみたいなことをおっしゃっていたんですけれども、その次のページの朝日新聞にも書いてありますように、この記事によると、この未払い、時効年金の中には特別支給の厚生年金というのが多いんじゃないか。基礎年金の繰り上げ受給制度と混同して、早くしてもらうと年金額が減るんじゃないかという、制度がわかりづらくて請求していない方も多いんじゃないかと思うんですね。

さらに言うと、きのうも社保庁の担当者と議論したけれども、社保庁は、この二万人の人がどういう理由で請求していないのか全く把握できないと言っているんですよ。全く把握できないということは、やはりこういう制度がわかりづらくて申請していない人も当然多いと思うんです。

与党の消えた年金の時効特例法案は、救済は八百億です。しかし、これは過去八年で二千億も時効でもう消え

ちゃっているわけです。こっちの方がはるかにでかい問題なんですよ。ほったらかしにはできない問題だと思います。

舛添大臣、これはその御本人に、手間はかかると思いますよ、手間はかかると思いますが、あなた、請求漏れですよということを、時間がかかろうが手間がかかろうが、やはり連絡すべきだと思いますが、大臣、いかがですか。

○舛添国務大臣　お答えいたします。

今のような請求漏れを未然に防ぐために、一つは、五十八歳に到達する方に対する通知がございます。それから、平成十七年十月からは、社保庁が把握している加入などの期間によって、受給資格要件を満たしている六十歳及び六十五歳に到達する方にこの事前送付を行うことにしています。具体的には、この十二月からねんきん特別便を送りますので、そういう中で年金裁定請求についての注意喚起を図ってまいりたいと思います。

○山井委員　もうその答弁は聞き飽きているんですよ。それだけじゃ気づかないから、本人を調べて、その人は保険料はもう払っているんですから、社保庁はその保険料をもらっているわけですから、突きとめて親切に連絡するのは当たり前でしょう。大臣、そう思われませんか。

○舛添国務大臣　個々のケースによって、どういうことで今のことが起こったのか、勘違いされている方がおられるんじゃないかとおっしゃった。したがって、そこの個々のケースを判断してやるのが非常に困難ですから、そういう御趣旨は、できればやりたいという気持ちはありますけれども、今のことですと、例えばまた新たにプログラムを組まないといけないというようなことになりますので、今すぐやれというのは若干困難だということを申し上げざるを得ません。

○山井委員　いや、プログラムが大変だとか困難だじゃなくて、これは姿勢の問題なんですよ、保険料はもらっているんですから。それで、本人の落ち度じゃなくて、制度が難しかったり社会保険事務所の説明が不十分だったりしてもらっていない人がいたら、どんな困難があろうが、やはりその方に連絡するのは当然だと思います。ぜひ実態調査をして、御本人に連絡してほしいと思います。

残り、少し肝炎の質問をさせていただきたいと思います。

これは、十二月七日に和解案が出るということを大阪高裁から聞いておりますが、それに向かって大詰めの時期に来ております。

そこで、舛添大臣も御存じのように、今、原告の方々や全国の患者の方が一番心配されていることは、二つの線引き問題なんですね。

どういうことかといいますと、一つは、原告百七十人の中で、フィブリノゲンやクリスマシンを投与された時期によって救済の線引きをされるんじゃないか。それと製剤、フィブリノゲンはオーケーだけれどもクリスマシンはだめだとか、そういう製剤の区別によって線引きをされるのではないかということ。その線引き問題が一つ。

それともう一つは、原告は救済するけれども、四百十八人のリストとかまだ提訴していない人とか今後明らかになった人は救済、補償しませんよとか、そういう、原告の方と原告になっていない人の線引き。でも、原告になっていようがなっていまいが、薬害で苦しんで今病気になってしまっているということに関しては何ら違いはあるはずないですよね。

舛添大臣は、この間、全面解決ということで、先頭に立って非常に御努力していただいていることには敬意を表したいと思いますが、やはりこのことはぜひ実現をしていただきたいんですね、全面解決ということ。

それで、そのためには、舛添大臣も御理解いただいていると思いますが、もし、こういう線引きをした和解案が十二月の六日や七日に出てきたら、これは残念ながら原告はのむことはできないでしょう。被害を受けた患者には、一日違いで救済される、されないなんということはあり得ないわけですから。ということは、国がそういう線引きをしないということを受け入れるかどうか、このことが、全面解決するかどうか、かかっているわけですよ。もし国が線引きに最後までこだわるのであれば、これは解決は無理です。この和解の話は国がつぶすということになるんですね。

ちなみに、民主党は、薬害肝炎の方々、そして一般の肝炎の方々に対する医療費助成の法案も今参議院に提出をしております。その中で国の責任を明記しております。民主党は、線引きには絶対反対です。原告の中の線引き

にも反対。また、原告と一般の患者の方々に対する線引きにも反対です。小沢代表も、三月の座り込み以来、何度も原告の方々や患者の方々にお目にかかられて、五月十六日の党首討論でも安倍総理に、この肝炎の問題は一刻を争う、一日に百二十人も亡くなっておられるんだということで訴えておられます。今度、十二月十二日の党首討論でも、小沢代表はこの肝炎の問題を取り上げられるのではないかと思います。

この問題は、命のかかった問題ですから党を挙げて取り上げたいと思っておりますし、何よりも、与党も肝炎対策基本法を衆議院に提出されて、こういう問題は、政局にせずに、やはり困っている方を、一日も早くいい治療を受けてもらって救済する、このことに関しては党派を超えてやりたいと思っております。

そこで、舛添大臣にお伺いしたいんですが、原告に対する線引きですね、このことをやればもう和解は無理になりますが、このことについて大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○舛添国務大臣　まず、党派を超えて、この問題を政局にせずに解決しよう、この姿勢は私も全く同感でございます。その上で、今の線引きの問題にお答えする前提としてちょっと一、二点申し上げさせていただきます。

今、大阪高裁の場で和解の協議についていて、この中身については、まさに和解を成立させるために、原告側、被告側の意見については非公表にしてくれということでやっていることは御承知のとおりだと思います。その上で、五つの判決が全部違います。例えば仙台は、国は責任がないという判決も出ている。そういうことを、この判決は判決として、五つの判決をきちんと踏まえた上で、では、どういう考え方を厚生労働大臣として私が持っているかということを申し上げたいと思います。

まず第一に、薬害であり、この薬害で非常に困ったり、命を落とされたり、今病を得ておられる方々、この方に対してきちんと対応する、これがまず第一である。その上で、血液製剤、そういうものを危険であることを承知しながらつくった、第一義的にはメーカーの責任であります。

それでは、その次、国の責任はどうかといいますと、それはまさに、どの時期であるとか判決によって全部違います。しかし、広く言うならば、ＨＩＶの問題が起こっており、その他の薬害の問題が起こっておきながらまた薬害を起こしたということについては、薬事行政の責任者として反省しないといけない。反省する以上は、謝罪すべきは謝罪し、償うべきは償わないといけない。こういうふうに考えております。

そして、薬害でということは、例えば入れ墨をして感染したとか、輸血をして、こういうことを今私は対象にしているのではありません。薬害で悩まれた方々、この方々をできるだけ広く救済するという方針をとるべきであるというふうに思っております。

それで、三位一体の一つの解決案を考えていまして、一つは、既に与党合意、先ほどありましたように、七年計画の治療計画で、これで、広く、多くの、三百五十万にも及ぶ肝炎の患者の方々を救う。だから、例えば輸血とか入れ墨とかいうような方も、これで一部分は救われると思います。そして、基本法、肝炎の対策に対する基本法、これは今与野党両方でお出しになっている、これを何とか成立させていただきたい。そして最後は、いつも申し上げますように、命を救うためにエネルギーとコストを使うべきであって、訴訟に使うよりもそちらに使った方がいいという原点に立ってすべての訴訟を解決したい。ですから、この今の三つを三位一体としてやる、そういう方針で臨みたいと思います。

そこで、細かい点につきましては、今、大阪高裁のリーダーシップに任せて、細かい点、例えば投薬証明書はどうするんですか、こういういろいろな問題がございます、これは今一つ一つ現場で解決に向かって進んでいるところでございますので、私のこの基本方針でまいりたいということを申し上げさせてもらいたいと思います。

○山井委員　広く救済したいということをおっしゃいましたが、ちょっと抽象的なわけです。

先ほど申し上げた、原告の中での線引きの問題、それと、原告である人と原告でない同じ薬害の人の線引きの問題、この二つが全面解決の必須条件です。今おっしゃった、裁判にエネルギーを使うんじゃなくて救済にエネルギーを使いたいと、今もうなずいてくださいましたが、この二つの線引き問題について大臣の決意をお聞きしたいと思います。

○舛添国務大臣　私は、先ほど基本方針を申し上げましたので、その基本方針にかなうような形で全力を挙げてまいりたい。

例えば、原告と、それからそうでない方々をどうするのか、こういうことにつきましても、それから製剤による

種類につきましても、これは今精力的に大阪高裁の場で解決に向かって努力をしているところでございます。詳細については、非公開にしろということで、裁判所の命令でございますからできませんが、私が申し上げた、広く救済したい、そういう方針が生きるように全力を挙げて努力をいたしたいと思います。

○山井委員　これは、広く言えば三百五十万人もの肝炎の患者の方々の命がかかっている問題であります。舛添大臣も、ここまで答弁をされている以上、間違っても、原告がのめないような和解案が、国が抵抗したからという理由で出てきて、結局和解ができなかった、泥沼になっていった、そういうことでは、民主党としても絶対それは許しません。近い将来、総選挙があるでしょう。私たち、党を挙げて、そんな、命を軽視する政府なのかということで、これは徹底的にやります。衆議院選挙の最大の争点にもしたいと思います。

ですから、繰り返しになりますが、こういう問題は、政府と野党とが、政党で違いがない。そのためには何としても、十二月の六日、七日までに、国が、今言った二つの線引きをしないという方針を固める。固めるならば解決しますよ、固めないならこれは解決しません。そのときには、これは政権交代しか解決策はなくなるわけですから、そのことをしっかり申し上げたいと思います。

そして、関連して、一つ気になりますのが、この間、調査チーム等で、大臣が国会で答弁されたこと、つまり、議事録で、二〇〇二年の患者の調査やあるいは死因の調査、そういうことをやるべきだと十一月十六日に私が質問したら、大臣は、私も知りたい、五年前の状況を再現してみたい、調査をします、十一月末までに必ず報告書を出しますと答弁されたんです。しかし、実際、これは今度の報告書には出ないわけです。

具体的に一つお聞きします。

先週火曜日に、多くのニュースで、死因の調査を製薬会社に指示したというふうに舛添大臣は明言されているんですが、製薬会社に私きのうも電話して聞きましたら、死因や患者の実態調査はまだ指示されていないと製薬会社は言っています。大臣はテレビで、指示をしたということをおっしゃっているんですが、指示はしたんですか。製薬会社に指示は行っているんですか、行っていないんですか。事実を聞かせてください。

○舛添国務大臣　十一月二十六日に、メーカーに対しまして、広報資料を送付する等の具体的な協力を指示いたしております。

○山井委員　違います。私が聞いているのは、死因の調査や二〇〇二年の実態調査のことを私は国会で取り上げて、テレビや新聞記者の方々もその質問をしているんです。その死因調査や実態調査ということを製薬会社に指示は、厚生省は既にしているんですか、していないんですか。

○舛添国務大臣　きちんと実態調査をしろということは申し上げております。

○山井委員　いつ指示を出したんですか。その指示は出ていませんよ。これ、うその答弁をしたら後で問題になりますよ。製薬会社は指示は受けていないと言っているんですから。厚生労働省も、実は指示していないと言っているんですよ。大臣、そのことも御存じないんですか。

○舛添国務大臣　私が申し上げたいのは、とにかく一日も早く告知をしなさい、これがまず第一です。

そして、今委員がおっしゃったことに関しては、告知をして捜してみた、そして、この方がお亡くなりになっている。私は、それならば、普通の常識でいえば、ではどういう原因でお亡くなりになったのか、そういうことをきちんと調べるのが当然じゃありませんか、そういうことであります。

そして、できるだけ協力をするように言いました。ところが、やはり、行政ではないので、そこまでの、個人情報についての開示ができないということですから、最終的には国がきちんと乗り出しますよ、そういうことを申し上げたということであります。

○山井委員　大臣、指示は行っていないんです。厚生省も、製薬会社には指示していませんと言っているんです。製薬会社も、指示は来ていないと言っているんです。指示したと言っているのは、申しわけないけれども、舛添大臣一人なんですよ。その事実をまず認めてください。これは大事なことですから。厚生省も指示は出していないし、製薬会社も指示は受けていないと言っています。その事実を認めますか。

○舛添国務大臣　私は、少なくとも、メーカーにきちんと協力しなさいという指示は出した、出しております。それをメーカーが聞いていないというのは私は聞いていないし、直接お伺いしていませんから、それは今何とも言えません。

○山井委員　いや、一事が万事なんです。枝野議員の質問に対して、八七年のころからフィブリノゲンの問題を調査します、それも調査報告書に含めますと答弁したけれども、そんな調査はしていませんと言っているじゃないですか、調査チームが記者会見で。

　また、二〇〇二年を再現したい、私も知りたい、十一月末に報告書を出すのに必ずそれも入れますと言ったけれども、調査チームは、八名の人員でそんなこと一カ月でできるはずないじゃないですかと言っているじゃないですか。舛添大臣に言うのは酷かもしれませんが、大臣が答弁したことを調査チームも厚労省もやっていないんです、はっきり言って。

　そのことについて、もう時間は過ぎていますが、最後に一言、答弁をお願いします。

○舛添国務大臣　私は、二〇〇二年のこの状況を再現する、しなければ現実がわからない、そういう思いできちんとやっています。そしてまた、それぞれの部局の担当者もそういう方向でやっているということを信じていますけれども、しかし、そういうことできちんとやれていなければ、それは私の管理能力が問われるわけですから、今後、きちんと反省して、答えが出るように努力をいたします。

○山井委員　もう終わりますが、まさに、指示どおりやっていないんですよ。信じていますとおっしゃっていますが、その信じているのは裏切られているんですよ。

　ですから、国会で答弁したこと、記者会見で言ったことが、年金にしても肝炎にしても、そのとおり全く実行されていない。こんなことじゃ国会が笑われますよ、大臣が笑われますよ。やはり、これは党派を超えて、国会で答弁したことはきっちりやっていく、そうしないと国会が信用されません。どうかよろしくお願いします。

　ありがとうございました。